

10 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年10月10日

第1回

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願います。

村岡委員

請願第13号「消費税10%への増税中止を求める意見書提出を求める請願」については是非討論を認めていただきたい。理由としては、この問題は県民の関心が非常に高く、地域経済もいまだに疲弊している中で出された請願である。一度もこの種の中身については本会議で賛否の討論を行っていない経緯もある。請願は県民の権利であり、議員提案の意見書、決議とは異なる内容であるので、賛成の立場、反対の立場であれ、討論を願いたい。

また、反対の立場の方は、なぜ討論を認めないかを納得できるよう詳しく説明願いたい。

小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。

議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな内容の請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。

賛成との声あり

高木委員

私たちの会派では、今回の請願第11号、12号、13号とも討論を認めていただきたい。

11号、12号の政務活動費についてだが、6月定例会中に起きた号泣事件等を受けて、県民の政務活動費に対する関心が大変高くなっているところであり、これらの請願に対して、どういう理由でそれぞれ採択、不採択の立場をとっているかを県民に分かりやすく説明する必要があるからである。13号については、これまで出されていないものであり、この局面での消費税10%への判断に対する立場の説明が必要だと考えるので討論を認めていただきたい。

野本委員

討論については、小島委員の話のとおりであるが、討論をするかどうかを決めるときは、議会運営委員会で重要な問題だと、全会派一致に近い、全員が討論が必要だという討論に限った方が良いと考える。議案提出権との関係もあり、特定の意見、見解について賛否を問うということになるので、自民党としては、全会派が討論をした方が良いという結論が出たものに限った方がよいと考える。原則はそういうことで運用していただきたい。

高木委員

請願に対する討論については、図書室の資料で調べたが、原則請願に対する討論をするものではないというような表記は見つからなかった。ぎょうせいから出版されている、野村稔、鶴沼信二共著の改訂版地方議会実務講座第3巻には、請願に対する討論はほかの議案と同様にできることは当然であると書かれている。討論を議案か請願か、

提出の議員の人数でバランスを考えるとというのも、そもそも中身が違うものであるので、人数だけで比較することは理解できない。全員が討論をすべきものというのが、どういうものを想定しているのか分からないが、それぞれ意見が二分されるようなものは、多数の結論をとった方は討論をしてほしくないと思うだろうし、そうすると、1件も討論が認められることはないという結論に落ち着いてしまう。

野本委員

そのとおりである。議案として出せばよい。

村岡委員

野本委員の発言との兼ね合いであるが、全会派一致であれば、賛成であれば採択、賛成しなければ不採択となる。しかし、意見が異なることがあった場合に、それぞれの立場から討論を認めることは、極めて県民に対して大事なことである。是非、異なる意見があっても認めるということが必要と考える。

野本委員

賛否について言っているわけではない。問題の重要性についての評価の仕方、これはきちっとやらなければいけないという考えを、全会派が共通の理解として持っているもの、そういうものに限った方がよいということである。1つの意見、見解であるので、必要ならば各会派で議案として議会に出せばよい。賛否の全会派一致ではない。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

了承

第3回

委員長

1 議員提出議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

了承

委員長

次に、(2)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

了承

委員長

次に、(3)討論の有無の確認についてだが、60番木村勇夫議員から、議第21号議案に対する反対討論及び議第22号議案に対する賛成討論、58番塩野正行議員から、議第21号議案に対する賛成討論、17番菅原文仁議員から、議第21号議案及び議第22号議案に対する反対討論並びに議第23号議案に対する賛成討論、45番村岡正嗣議員から、議第21号議案ないし議第23号議案に対する反対討論、46番竹並万吉議員から、議第21号議案に対する反対討論及び議第23号議案に対する賛成討論、29番奥田智子議員から、議第29号議案に対する反対討論、49番鈴木正人議員から、議第29号議案に対する賛成討論、61番佐藤征治郎議員から、議第29号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

了承

小島委員

共産党の村岡委員にお伺いしたい。選挙区条例に関して、全ての議案に反対するということは、今の選挙区で、違法状態が続く選挙区条例で選挙を行った方がよいということなのか。

村岡委員

私たちは残念ながら議員提案権を会派として持っていない。これまで、自分たちの提案については、協議会でお示ししたとおりであるが、考え方についてはそれが基本である。提案権を持っていないという現実の中で、こういう態度になった。それ以上でも以下でもない。

小島委員

違法状態で良いということなのか。

村岡委員

私たちの考え方は、協議会でも示させていただいた。本来であれば、私たちも自分たちの考えを提案したいが、その権利を有していない。かといって、後で述べるが、この3議案の中に賛成できない部分があるので、反対という立場をとらざるを得ないということを御理解いただきたい。

委員長

討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

了承

委員長

次に、(4)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

了承

委員長

2 委員会室に導入するマイク設備についてだが、お手元に配布した資料の方向で、平成27年度の予算要求の準備を進めていくことでよいか。

了承

委員長

3 委員会の会議の録音についてだが、委員会会議録作成の補助のために、テープレコーダーを使用しているが、お手元に配布した資料のとおり、ICレコーダー等を含めた録音機に変更することによいか。

了承

委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長説明

委員長

5 その他の(1)12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月1日(月)～19日(金)の日程で執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

了承